

2 不動産売買契約（建物・土地）

○ 契約の無催告解除条項モデル例

第〇条

- 1 項 買主は、本件売買目的物件を自ら暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用（敷地に供することも含む。以下同じ。）し、又は第三者をして暴力団事務所として使用させてはならない。
- 2 項 買主が、別紙確約に反して、本件売買目的物件を自ら暴力団事務所として使用し、又は、第三者をして暴力団事務所として使用させたときは、売主は、催告をすることなく本件売買契約を解除することができる。
- 3 項 買主は、前項の規定による解除に際し、当該物件上に建築した建物の買取請求、建物に附加した造作等の買取請求、保存に要した費用及び有益費の償還請求その他一切の金銭的請求をすることができない。
- 4 項 買主は、本件売買契約締結後に、売主又は宅地建物取引業者が行う、本件売買目的物件が暴力団事務所として使用されているか否かについての調査に協力し、これに必要と判断する資料を提供しなければならない。

別紙

確約書

- 1 私は、本件目的物件を自ら暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区分された部分をいう。）として使用し、又は第三者をして暴力団事務所として使用させないことを確約します。
- 2 上記確約に違反することが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

平成 年 月 日

氏名

印

詳しくは岐阜ひまわり事務所にお問い合わせください。